

新型コロナウイルス感染症の対応について（再確認）

認定こども園 たちばな

東京都にて再び緊急事態宣言が発出されるなか、群馬県でも新規感染者数が増加傾向となっています。5月の大型連休をひかえ、園の対応を再確認するためお知らせいたします。

園児（本人）が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者と認定された場合

- 【登園停止】（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）
- 【登園停止の期間】
 - ①感染の場合
 - 開始日：感染が判明した日（ただし、判明前から欠席していれば、最終登園日の翌日）
 - 終了日：医師が治癒を認める等、登園を許可したとき
 - ②濃厚接触の場合
 - 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）
 - 終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間（目安は2週間）
 - →期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

- 【登園自粛】（新型コロナウイルス感染症の疑い）
- 【登園自粛要請の期間】
 - 開始日：家族が濃厚接触者と認定された日
 - 終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所に指定された期間（家族が自宅待機する期間）

上記のように、園児、保護者、職員やその同居家族が感染または、濃厚接触者となった場合は個人情報を除いてメール等で周知いたします。ご家庭で上記のような場合があれば、速やかに園へご連絡いただきますよう

ご協力をお願いいたします。Tel027-266-7007

※5月連休中に感染や濃厚接触者となった場合は、連休前（4月30日予定）に配信いたします【コロナ関連アンケートメール】にてお知らせください。